

令和3年度 第1回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和3年5月17日（月） 15:00～15:30

2. 場所 富山労働局5階大会議室（会議室501～503）

3. 出席者

公益代表委員	長尾委員、高倉委員、小股委員、柳原委員、両角委員
労働者代表委員	中野委員、森川委員、石垣委員、岩崎委員、長山委員
使用者代表委員	矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局	杉労働局長、小林労働基準部長、 川倉賃金室長、山岸賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 第55期富山地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 令和3年度の審議事項について
- (4) 第55期運営小委員会の設置について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山岸賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、今年度第1回の審議会を始めさせていただきます。

本日御出席の皆様方におかれましては、令和3年4月1日付けで富山地方最低賃金審議会委員に任命させていただいております。なお、辞令につきましては事前に配付させていただきます。

それでは、会長及び会長代理を選出していただくまでの間、進行を務めさせていただきます賃金室長補佐の山岸と申します。よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、座って進めさせていただきます。

本日は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ5名、委員15名全員の出席を賜り、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の会議は公開としておりますが、傍聴希望者がなかったことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の杉より御挨拶申し上げます。

〔杉労働局長〕 皆様お疲れ様でございます。杉でございます。今年度一回目の審議会ということで御挨拶させていただきます。本日は、お忙しいところ、本審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、今年度の委員の御就任快くお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解・御協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、最低賃金制度の審議会でございます。賃金の低廉な労働者の労働条件の改善、または企業間の公正競争の確保に資するなど、我が国経済の発展に重要な役割を果たしており、その動向については社会の注目度も高まっております。先週の金曜日、経済財政諮問会議でも、最低賃金制度について議論をされて大きく報道をされたところでございます。国民の生活に直結する非常に重要な制度でございます、国民の関心も非常に高いと、そういった制度について御審議いただくところかと思っております。

本審議会におきましては、経済情勢や地域の実情等を踏まえつつ、最低賃金額の改定等について調査審議いただき、最終的には、改定最低賃金額などの具体的な内容をもって結論を導き出していただくこととなります。

昨年来のコロナウイルスの影響というのは、依然終息が見えないといった中で、雇用情勢、経済情勢がコロナ前の水準まで戻ってきていない中で、委員の皆様方には、審議に当たりまして大変な御負担、御苦勞をおかけすることも多々あろうかと存じますが、何とぞ御理解・御協力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議結果を最大限尊重させていただきたいと思っております。

公・労・使それぞれの立場から十分に御審議いただいた上で、合意形成がなされ、一定の結論が導かれることを御祈念申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

今年もどうぞよろしくお願いします。

〔山岸賃金室長補佐〕 本日の審議会は、第55期の委員の初顔合わせとなりますので、議事に入ります前に「委員の紹介」をさせていただきます。委員の方々につきましては、資料No.1を御覧ください。私のほうから、名簿順に御紹介させていただきます。

お名前と所属を読み上げますので、恐れ入りますが、委員の方々は御起立願います。

まず、公益代表委員を御紹介いたします。

小股委員でございます。弁護士でいらっしゃいます。

柳原委員でございます。国立大学法人富山大学経済学部経営学科 教授でいらっしゃいます。

長尾委員でございます。富山国際大学 名誉教授でいらっしゃいます。

高倉委員でございます。高岡法科大学法学部 特任教授でいらっしゃいます。

両角委員でございます。国立大学法人富山大学経済学部経済学科 教授でいらっしゃいます。

次に労働者代表委員を御紹介いたします。

中野委員でございます。日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長でいらっしゃいます。

森川委員でございます。電機連合富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

石垣委員でございます。アイシン・メタルテック労働組合 執行委員長でいらっしゃいます。

岩崎委員でございます。イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行委員 北陸信越グループ 副議長でいらっしゃいます。

長山委員でございます。全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟富山支部 次長

でいらっしゃいます。

続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。

矢坂委員でございます。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。

江下委員でございます。富山県中小企業団体中央会 専務理事でいらっしゃいます。

八田委員でございます。株式会社三和製作所 代表取締役社長でいらっしゃいます。

藤井委員でございます。株式会社アポケアとやま 代表取締役社長でいらっしゃいます。

毛利委員でございます。有限会社三桂電機 取締役でいらっしゃいます。

最後に、私ども事務局について紹介させていただきます。

杉労働局長です。

小林労働基準部長です。

川倉賃金室長です。

私は、賃金室長補佐の山岸と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1「会長及び会長代理の選出について」ですが、最低賃金法第24条第2項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定しておりますが、当審議会におきましては労使各側委員のお話し合いにより選出していただくことを慣例としておりますので、これに拠りたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔山岸賃金室長補佐〕 御異議が無いようでございますが、審議に先立ちまして、あらかじめ、労使の代表委員で調整していただいたとのでございまして、労使のいずれかから御発表していただきたいと存じます。

〔中野委員〕 それでは、私から申し上げます。会長は長尾委員、会長代理は高倉委員にお願いしたいと思います。

〔山岸賃金室長補佐〕 ありがとうございます。会長には長尾委員、会長代理には高倉委員とのことですが、いかがでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔山岸賃金室長補佐〕 御異議がないようですので、会長は長尾委員、会長代理は高倉委員と決定いたしましたので、今後の議事進行を、長尾会長にお願いいたします。

〔長尾会長〕 会長に御指名をいただきました長尾でございます。会長代理の高倉委員とともに、精一杯務めさせていただきたいと思いますので、審議の運営にあたり、公労使各側委員に御協力をいただきますようお願いいたします。

また、本年度の審議会運営にあたりましては、全ての審議において、全会一致になるよう合意形成に努めて参りたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。議事の2の「第55期富山地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、事務局から運営規程（案）について説明してください。

〔川倉賃金室長〕 審議会運営規程（案）について説明します。資料No.2を御覧ください。大部分は従来のもと同じですので、全文の読上げは省略しますが、変更点が2箇所ありますので、これについて説明させていただきます。

1点目は、オンライン規定の追加についてです。第4条を御覧ください。

1項と2項は新たに追加した部分ですので、読み上げさせていただきます。

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

第2項 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

第3項及び第4項は、従来の規定がそのまま繰り下がっております。

第1項はテレビ会議システムの利用によるオンライン出席を可とするもの、第2項はこのような出席を定足数及び議決の上で出席と取り扱うとするものです。

感染拡大防止等の観点から、他の審議会などでオンライン出席を認めるケースが増えていることを踏まえ、このたび本省から規定例が示されたため、これにならって規定を追加させていただいております。

ただし、当審議会においては、通信機器等のハード面が整っておらず、現時点で直ちに実現することは困難な状況にあるほか、実施に当たっては、安全性や運用上の取扱い等についても十分に検討する必要があるものと考えられます。

当面は、会長の御判断に基づき、極めて限定的な運用にならざるを得ないと思われまので、御了承願います。

2点目は、議事録署名に係る規定の見直しについてです。第7条を御覧ください。

従来、1項において、「議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする」としていましたが、いわゆる「押印原則の見直し」が進められたことを踏まえ、署名手続の部分を削除しております。

「押印原則の見直し」は、単に押印をなくすだけでなく、書面・押印・対面での手続を見直すもので、オンライン化等と同調するものと考えられることから、先ほど説明したオンライン出席と、規定の上では足並みを揃えるべきと考えております。

しかしながら、内容の信頼性を担保するため、労使委員にも議事録を確認していただく必要はあると考えておりますので、会議の場において会長から議事録確認担当委員を御指名いただいた上で、当面は、従来の方法に準じて、議事録を御確認いただきたいと考えております。

以上を踏まえ、御審議のほどよろしく申し上げます。

〔長尾会長〕 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

〔労働者側代表委員〕 特にありません。

〔長尾会長〕 使用者側いかがでしょうか。

〔使用者側代表委員〕 特にありません。

〔長尾会長〕 「第 55 期富山地方最低賃金審議会運営規程」につきましては原案どおり決定し、今後の審議会はこの規程に従って運営していくことといたしたいと存じます。

次に、議事の 3 の「令和 3 年度の審議事項について」ですが、事務局から、昨年度の実績をふまえ、簡単に説明してください。

〔川倉賃金室長〕 最低賃金改正審議の大まかなスケジュールや審議事項等について、昨年度の審議経過を踏まえつつ説明させていただきます。資料 No. 3 を御覧ください。

令和 2 年度の地域別最低賃金の改正審議につきましては、6 月 29 日の第 2 回本審において改正諮問、7 月 27 日の第 3 回本審において中央最低賃金審議会の目安伝達をさせていただき、これを受けて、同日開催された第 1 回専門部会を皮切りに、実質的な改正審議を行っていただきました。

その結果、8 月 4 日の第 4 回専門部会で採決をいただき、8 月 5 日の第 5 回専門部会で、報告書を取りまとめていただいて、残念ながら多数決となりましたが、最低賃金額を 1 円引上げ、時間額 849 円とする旨議決いただき、同日開催された第 4 回本審において、改めて採決の上、同内容をもって御答申を頂きました。

また、この答申に対して異議申出があったことから、8 月 21 日に第 5 回本審を開催して異議の取扱いについて御審議いただき、「令和 2 年 8 月 5 日付け答申のとおり決定することが適当である。」との御答申を頂きました。

その後、所要の手続を経て、地域別最低賃金は 10 月 1 日に発効しております。

今年度につきましては、東京オリンピック開催を踏まえ、中央の動きは多少早まる見通しですが、当県における審議につきましては、10 月 1 日発効を目指し、おおむね昨年度と同様に進めさせていただくことになるのではないかと考えております。

7 月下旬から 8 月上旬にかけて集中審議をお願いすることが予想されますので、スケジュールの確保等につきまして、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

次に、令和 2 年度の特定最低賃金の改正審議につきましては、「一般機械、自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の 3 件について改正の申出があったことから、8 月 5 日開催の第 4 回本審において改正の必要性について諮問させていただき、同日開催の第 1 回特別小委員会において御審議いただいた上で、8 月 21 日の第 5 回本審において、3 件全てについて必要性ありとの御答申を頂き、同日、これら 3 件について改正の諮問をさせていただきました。

これを受けまして、9 月下旬から 10 月にかけて各専門部会において御審議いただき、その結果、いずれの専門部会におきましても全会一致で議決いただきましたので、審議会令第 6 条第 5 項を適用し、各専門部会において御答申を頂きました。

これらの特定最低賃金につきましては、異議の申出はありませんでしたので、それぞれ最

短での発効となり、いずれも年内に発効しております。

今年度につきましては、資料No.4のとおり、昨年度と同様、「一般機械、自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の3件について、労働者側より、富山労働局長に対して改正決定の申出の意向表明がなされており、3月18日に開催された令和2年度第7回本審において意向確認が行われております。

これらの特定最低賃金につきましては、7月末までに改正の申出が行われる予定となっており、申出がありましたら、年内発効を目指し、おおむね昨年度と同様に御審議をお願いすることになるものと考えておりますのでよろしくお願いします。
私からの説明は以上です。

〔長尾会長〕 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

〔労働者側代表委員〕 特にありません。

〔長尾会長〕 使用者側いかがでしょうか

〔使用者側代表委員〕 特にありません。

〔長尾会長〕 特にないようですので、議事の4の「第55期運営小委員会の設置について」に進みたいと存じます。

今年度の審議につきましても、従来どおり、年間の審議事項及び審議日程等を審議・調整していただくために、「第55期運営小委員会」を設置することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 御異議がないようですので、「第55期運営小委員会」を設置することと致します。それでは、第55期運営小委員会の運営規程（案）について、事務局から説明してください。

〔山岸賃金室長補佐〕 資料No.5として、第55期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）をお配りしております。例年事務局で読み上げておりますが、コロナウイルス感染症防止対策の関係もあり、読み上げは省略させていただきます。皆様、資料No.5を御一読いただきますようお願いいたします。

内容につきましては、例年と変わりありません。以上です。

〔長尾会長〕 ただいまの運営規程（案）について、何か御意見等はございますか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 御異議がないようですので、この規程によりまして第 55 期運営小委員会を運営していくこととします。

運営規程の第 1 条第 2 項に「運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を図るため富山地方最低賃金審議会の審議及び運営に関する基本的な事項について審議することを目的とする。」とございますので、運営小委員会においては、審議会の議事が効率的かつ円滑に運営されるよう審議をお願いしたいと存じます。

また、この運営小委員会の委員につきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員の推薦を受けて会長が指名することとなっておりますので、候補者名簿を令和 3 年 5 月 31 日（月）までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

推薦用紙につきましては、労働者側は中野委員、使用者側は矢坂委員の卓上にお配りしておりますので、御確認ください。

それでは、次に、議事の 5 の「その他」ですが、何かございますか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 無いようですので、本審議会を終了することとし、本日の議事録確認担当委員を指名させていただきたいと思います。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側から 1 名ずつお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 それでは、名簿順に従いまして、本日の議事録確認担当委員には、
労働者側委員からは、中野委員
使用者側委員からは、矢坂委員
のお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔長尾会長〕 それでは、本日の審議は以上で終了とします。
本日は御苦勞様でした。